

第1回流山市市民参加推進委員会 議事録(概要)

- 1 日 時 令和5年4月26日(水)午前10時00分～午前11時30分
- 2 場 所 流山市役所 第1庁舎3階 庁議室
- 3 出席委員 関谷委員、齋藤委員、島澤委員、竹井委員、
羽田野委員、井上委員
- 4 欠席委員 無
- 5 傍聴人 無
- 6 事務局 影山コミュニティ課長、安達課長補佐兼係長、
齋藤主任主事、田久保主事、内藤事務員
- 7 議題
 - (1) 正・副委員長の互選について
 - (2) 令和5年度市民参加推進委員会について
 - ・市民参加推進委員会の概要について
 - ・市民参加推進委員会の開催内容について
 - (3) その他
- 8 議事内容

仮議長

ただいまから、流山市市民参加推進委員会を開催します。

本日の出席をご報告いたします。

ただいまのところ、出席委員全員であります。

よって、定足数に達しておりますので、会議は成立していることを報告させていただきます。

仮議長

では初めに、議題（１）「正・副委員長の互選」をいたします。

委員長選出については、流山市市民参加条例第２６条第２項の規定により、「委員長は、学識経験を有する者として委嘱された委員のうちから委員の互選により定める。」となっております。

また、副委員長については、同条第３項の規定に「委員の互選により定めます」となっております。

まず、「委員長の選出について」、ご意見等ある方お願いします。

B委員

A委員を推薦したいと思います。

仮議長

それでは、A委員を委員長として選出してよろしいでしょうか。

<「異議なし」の声>

仮議長

異議なしと認めます。

仮議長

それでは、副委員長の互選を行います。

副委員長は、委員からの互選となっておりますが、自薦、他薦等ご意見等ありますでしょうか。

A委員

B委員を推薦したいと思います。

仮議長

それでは、B委員を副委員長として選出してよろしいでしょうか。

<「異議なし」の声>

仮議長

異議なしと認めます。

つきましては、A委員を委員長とし、B委員を副委員長とすることと決定いたしました。
以降の進行につきましては、委員長に議長をお願いしたいと思います。

事務局

つづきまして、正副委員長が決定したところで、これより、部長より当推進委員会に対し、諮問を行います。

< 諮問 >

事務局

大変恐れ入りますが、部長は、この後公務がございますのでここで退席させていただきます。

委員長

それでは、議題(2)「令和5年度市民参加推進委員会について」を議題とします。
審議に入ります前に、配布資料の説明を事務局からお願いします。

事務局

配布資料の確認を行う

配布資料

- ・ 次第
- ・ 議題(1) 令和4年度市民参加推進委員会の議題内容について
- ・ 市民参加推進委員会の評価シート
- ・ 流山市市民参加推進委員会の評価シートの記入基準
- ・ 市民参加推進委員会の概要について(資料1)
- ・ 「市民参加推進委員会の開催内容」(資料2)
- ・ 令和4年度終了事業一覧(資料3)
- ・ 質問表(資料4)
- ・ 評価シート(資料5)
- ・ 評価基準(資料6)
- ・ 集計後評価シート(点数)(資料7)
- ・ 完成版評価シート(資料8)

事務局

はじめに、「市民参加推進委員会の概要」について、簡単にご説明させていただきます。
資料1をご覧ください。

当委員会の根拠条例となる市民参加条例は、自治体の憲法とも呼ばれる「流山市自治基本条例」の第16条において、「市民等の市政への参加に関する手続その他必要な事項については、別に条例で定めます。」と規定されていることから、約3年半にわたる審議を経て、平成24年10月より施行されました。

市民参加条例の第23条において、「この条例に基づく市民参加を推進するため、地方自治法の規定により流山市民参加推進委員会を設置します。」と定められており、この規定に基づいて本委員会が設置されています。

本委員会の所掌事務は、市民参加条例の第24条に定められており、

- (1) この条例の運用に関する評価及び改善のための答申及び建議
- (2) この条例の見直しに関する審議、検討及び調査
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市民参加の推進に関する基本的事項の審議、検討及び調査となっております。

つきましては、本委員会の趣旨は、この市民参加条例に基づく市民参加を推進するために、条例の運用に関する評価及び改善のための答申を行うこととなっております。過去の委員会で、各課に対する質問や事業の評価をする際に、事業全体の今後の展望や、事業内容自体に対する指摘などについてもご意見・ご質問をいただくことがございましたが、そちらの内容につきましては、選挙で選ばれた市民の代表である議会及び議員が審査する仕組みとなっておりますので、本委員会にはその権限はございません。ご理解くださいますようどうぞよろしくお願い申し上げます。

(資料2～8まで説明)

委員長

以上で説明は終わりました。

事務局からの説明について質問のある方は挙手を願います。

C委員

2点質問させていただきます。

1点目、資料1にある市民参加条例第24条に、この委員会の位置付け、役割が示され

ていますが、市長からの諮問では条例の運用に関する評価と改善について答申しなさいという内容でした。第24条には条例の見直し、審議も所掌事務であるとあり、市民参加の推進に関する役割があるというふうに条例で決まっているはずですが、条例の見直し等は諮問には含まれないということなのでしょうか。

事務局

そのご理解で問題ありません。

C委員

理解はしていますが、あくまで条例の見直しはしないようにと言っているのかを聞いています。

事務局

本年度、諮問の範囲として想定しているのは、条例の運用の評価及び改善のための答申が求められています。

しかし、この委員会の所掌事務は、条例の見直しに関する審議、検討及び調査も含まれています。もし、議論していく中で条例を変えなければ市民参加が進まないということがあれば、答申の内容に含め、その答申を受けて、次年度検討することは可能です。

C委員

なぜこのような質問をしたかということ、資料6の「市民参加の方法」について(1)から(6)まで順番があります。

(5)政策提案制度は(1)から(6)の方法の中でも、仕様が違っていると感じており、(5)を1番最後にした方がいいのではないかと、ある会議で話が出たので変えようと思いました。しかし、条例で定められているため、順番を変えることはできないという話がありました。条例を変えるには時間が掛かることだと思いましたが、気になったので質問してみました。

2点目、資料3について疑問に思ったのが、資料3の用紙の中央に「上位計画による実施等(市又は国)」があり、市と国以外にも県があるのではないかと個人的に疑問に思いました。5番目の事業「空家等対策計画及び住生活基本計画」について、調べたところスケジュール変更がされていた。スケジュール変更の理由が千葉県によるというようなことが書いてあり、上位計画による実施等については県も関係していることが分かった。それでも、市又は国というフォーマットで正しいのか。

事務局

資料3の上位計画の実施では市又は国のみで、県という基準がないため、事務局側でのフォーマットの改善を予定します。担当課からは上位計画に県があるのかを確認させていただきます。

委員長

1点目の質問について、これまでどのような議論がされてきたか全て把握していませんが、市民参加のよくあるパターンに事業内容にまで踏み込んでしまうことがあります。この委員会は事業内容そのものをどう評価するかではなく、市民参加に焦点を合わせる事がポイントの1つです。

また、条例については解釈運用が重要です。幅広く、豊かな解釈を広げて、どのように運用していけばいいかを考える必要があります。先ほどの市民参加の方法の順番についても、条例の改正からではなく、解釈はどうされているのか、他の解釈はできないのかという議論をもっと膨らませていければいいと思います。

それでも、条例を変えなければ上手く市民参加が進まないときは、条例の改正という話に発展していく可能性はもちろん有り得ると思います。

諮問と所掌についても、先程市長からいただいた諮問内容がありますが、所掌はもっと幅広いことがあります。この委員会で議論することは、あくまでも所掌に基づき、諮問内容のみにあらず、いろんなことをこの委員会で議論していきたいと思っています。諮問内容以外のことが議論の中で出てきたら、それを答申という形で出していけば問題はないはずです。

2点目の質問の上位計画について、行政の事業というのは流山市が単独で行っている場合もあれば、国、県が行っている事業を流山市が受けるような場合もあります。様々な事業があるので、資料3には国、県、市の3つが入ったフォーマットがあるべきというはご指摘のとおりです。

委員長

他に質問はありますか。

D委員

先ほどの諮問、過去に委員会で作成した答申のコピーをいただきたいです。

委員長

頂いた諮問について皆さんにお見せすることは問題ないと思うので、事務局で対応いただきたいと思います。

事務局

諮問のデータについては後程メールで共有させていただきます。

過去の答申については事前に配布している資料の中にあるため確認をお願いします。

委員長

副委員長から今までの質問の中で何かありますか。

副委員長

新任であるため、過去の委員会の議論の中で積み重ねてきたものや、令和4年度の事業について確認をしながら進めていきたいと思います。ただ、内容を確認していくと事業内容に対して、意見が及んでしまうことがどうしてもあります。しかし、この場合は事業に対して市民参加をどうしていくべきか、どうあるべきなのか、どういう状況なのかを確認するということを押さえなければなりません。ただそれ以外のことを話してはいけないという場でもないため、建設的な意見の中で、前向きに議論を進めていけたらいいと思います。

委員長

議論していく中で市民参加の内容からオーバーラップをすることもあると思いますが、内容を精査しながら、この委員会として言うべきところは言っていきましょう。市民参加の考え方、方法というのはどんどん豊かになっているため、様々な視点から評価をしていきたいと思います。

委員長

他に質問はありますか。

C委員

2点質問させていただきます。

1点目、委員会の構成について前回は8名の内4名が女性でした。今回は6名の内1名が女性となっています。女性が少ないこと、委員そのものの数が前回より少ないことにより、多様な意見が少なくなるのではないかと感じているが、追加募集はないのでしょうか。

委員長

事務局、いかがでしょうか。

事務局

条例上の定数としては6名ということで支障はありません。

過去にも6人で市民参加推進委員会が実施されたことがあり、その時は発言も活発に行われ、密度の高い議論がされたことがありました。委員会の人数が6人であることにより、前回よりも意見が少なくなるということはないと事務局では考えています。

C委員

2点目、資料3にあるとおり、審議会の開催について半分ほど書面開催、オンラインとなっています。先程、資料2の説明の中で質問事項がなければ6月の市民参加推進委員会の会議は開催しないということがありましたが、すべての会議を書面開催とすることもできるのでしょうか。

事務局

オンライン上の会議の開催は可能かと思われませんが、書面会議しか開催しない形になると、報酬のお支払い等に関わってくるかと思われそうです。コロナにより書面開催等も増えたと思いますが、集合形式で忌憚のない意見を交わすことによって、新しい可能性が生まれることもあると思います。そのため、事務局としては集合での会議の開催をできればと考えています。

委員長

委員会の中で質問が出なくて第2回の会議を開かないということはありませんか。

事務局

質問がない場合、第2回を開催しないというのは今回からの試みになっております。今回の委員会の意見を受けて開催するか、しないかを決めさせていただきたいと思います。

委員長

基本的に皆さん、いろいろと質問が出てくるかと思しますので開催の方向になるのではないのでしょうか。

D 委員

オンライン会議では集合の会議と比べて、科学反応のようなものが少なく感じるため、集合形式で行っていただくのはよいと思います。

委員長

今のところは連休明けから、コロナが5類となり少しずつ以前の生活様式に戻っていくこともあり、会議は対面で進めていくことを予定していければと思います。

委員長

他に質問はありますか。

E 委員

事務局からのメールに対して返信するときは誰もCCに入れず1対1で送りますが、全委員にも共有をしておいたほうが良いと思う質問等については全委員を宛先、CCに入れてメールを送るべきでしょうか。また、そのためメールアドレスを全委員で共有しておくべきでしょうか。今後どのように連絡を取り合っていきたいか皆さんに確認したいです。

事務局

現状として質問等については個別に報告を受けて、集約したものを事務局から委員の皆様宛てに共有していますが、事前に共有するため皆さんのメールアドレスを提供することは皆さんの了承が得られたら可能であります。

委員長

これまでは委員と事務局が1対1でやり取りし質問をしていたものを、事務局が集約し、各委員に共有するという流れであったと思いますが、事務局だけではなく委員にも事前に共有したいことがあれば、CCに入れて共有することはいいと思います。ルールを厳格すると逆にやりづらいこともあるので、柔軟に対応していきたいです。

副委員長

ルールを作るのではなく各々が全員に伝えたいというものであれば、全員に返信するという認識があればいいのではないのでしょうか。委員のみでの連絡のやり取りについて私はすごくやりたいと思っています。ただ事務局のいないところで話を広げすぎることのない

ように、ケースバイケースで行っていきたいです。

D委員

全委員に周知したいときは事務局を通して事務局側で行ってもらうのも1つの方法ではないでしょうか。

副委員長

事務局を通しているとタイムラグが起きてしまうので、ケースバイケースで全委員に周知してもいいかなと思うのは各々が伝えていければいいのではないのでしょうか。

全員が目にする影響力を念頭に置きつつ連絡を取り合えば、委員会は上手く進んでいくのではないかなと考えています。

委員長

ありがとうございます。最後に私から1点質問させていただきます。

対象事業の担当課を会議に呼ぶことがあったと話にありましたが、どういう趣旨、やりとりで行っていたのか確認したいです。

事務局

今回は令和3年度に実施終了した事業で、特によかった事業の担当課に声掛けし、会議に参加いただいて、その担当者を交えながら答申に向けての参考にしていました。

今回も前回と同様に課を1つ選び質問事項をまとめ、担当課から回答を返してもらうということは従前と変わりありません。しかし、担当者の異動が多くあったこと、担当者が代わってしまっているケースがあることから、対面では直ぐに回答できないこともあると考えられるため、今回は書面での回答を受けて、議論いただくことを想定しています。

委員長

それでは、質疑応答は以上となります。

活発な意見、議論いただきまして、誠にありがとうございます。

最後に「議題(3)その他」について、事務局の説明をお願いします。

事務局

本日はご審議ありがとうございました。

後程、質問表、諮問のデータを送るため、質問のある方は、5月19日(金)までに、事務局まで提出いただきたいと思います。

委員長

以上で、本日の議題は終了します。

お疲れ様でした。